



報道発表

令和7年2月19日
函館税関

不正薬物の密輸出入を22件摘発、押収量が増加

— 令和6年の函館税関における関税法違反事件の取締り状況 —

函館税関は、令和6年の1年間に管内の空港や港湾等において、不正薬物の密輸出入事件、及びその他関税法違反事件を取り締まった実績をまとめましたのでお知らせします。

摘発状況

不正薬物^{*1}全体の摘発件数は22件(前年比約1.7倍)、押収量は約72.64g(前年比約2.7倍)及び18錠(前年比全増)、金地金の摘発件数は0件(前年比全減)となり、不正薬物の摘発件数及び押収量が増加した。

➤覚醒剤

覚醒剤の摘発件数は1件(増減なし)、押収量は約0.62g(前年比約27%)となり、押収量が減少した。

➤大麻

大麻の摘発件数は11件(前年比約1.6倍)、押収量は約28.8g(前年比約1.3倍)となり、摘発件数、押収量ともに増加した。

➤麻薬^{*2}

麻薬の摘発件数は6件(前年比1.2倍)、押収量は約8.7g(前年比約2.4倍)及び18錠(前年比全増)となり、摘発件数、押収量ともに増加した。

➤指定薬物

指定薬物の摘発件数は4件(前年比全増)、押収量は約34.52g(前年比全増)となり、摘発件数、押収量ともに全増となつた。

➤金地金^{*3}

金地金の摘発件数は0件(前年比全減)で、摘発件数、押収量とも全減となつた。

*1 覚醒剤、大麻、麻薬(ヘロイン、コカイン、MDMA等)、向精神薬及び指定薬物

*2 ヘロイン、コカイン、MDMA等の薬物

*3 金地金には、金塊に加えて一部加工された金製品も含む。

【問合せ先】

函館税関 税関広報広聴官

電話:0138-40-4218

事件引継状況

➢事件引継の件数

他税関で摘発され、函館税関に事件引継ぎされた件数^{*4}は13件（前年比約93%）となり、事件引継ぎ件数は減少した。

➢引継事件の内訳

引継ぎされた事件は、不正薬物事犯が13件（前年比1.3倍）、その他事犯^{*5}が0件（前年比全減）であった。

犯則物件 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
不正薬物	30	15	21	10	13
その他の事犯	7	9	11	4	0
計	37	24	32	14	13

*4 他税関から引き継がれた事件であり、摘発件数は摘発税関で計上

*5 知的財産侵害物品、わいせつ物品など

処分状況

➢処分の件数

関税法違反事件に対し函館税関が行った犯則調査^{*6}の結果、令和6年に犯則処分^{*7}した件数は29件（前年比約94%）であり、その内訳は告発^{*8}が17件（前年比約71%）、通告処分^{*9}が12件（前年比約1.7倍）であった。

➢告発事件の内訳

告発した事件は、全て不正薬物事犯であり、覚醒剤事犯が1件（前年比25%）、大麻事犯が7件（前年比約1.2倍）、麻薬事犯が5件（前年比50%）、指定薬物事犯が4件（前年比2倍）であった。

処分 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
告 発	13	14	12	24	17
通告処分	12	3	4	7	12
計	25	17	16	31	29

*6 犯則調査：関税法違反事件について、証拠を発見・収集し、犯則事実の有無及び犯則者を確定させるための手続きであり、告発又は通告処分を終局の目標として行う調査。

*7 犯則処分：犯則調査の結果、犯則の心証を得たときは、犯則処分として、検察官へ告発又は税関長により通告処分する。

*8 告 発：その情状が懲役刑に相当するとき、又は以下に示す通告処分を履行する資力がないとき等に、検察官に告発し、刑事手続に移行するもの。

*9 通告処分：その情状が罰金刑に相当するときに、税関長がその罰金に相当する金額の納付を求める行政処分。なお、犯則者がこれに応じないときは検察官に告発することになる。

【事例1】令和6年1月摘発 千歳税関支署

中華人民共和国香港特別行政区の男性が、タイ王国から
大麻である緑色乾燥植物片及び大麻である黄色液体 約7.64グラム
を密輸しようとしたところ、税関の入国検査で発見し、関税法違反で摘発、告発した。



(大麻である緑色乾燥植物片)



(大麻である黄色液体)

【事例2】令和6年4月告発 小樽税関支署

スペイン王国から、函館税関管内あての国際郵便物に
麻薬であるコカイン及びケタミン 5.22グラム
を隠匿して発送し、密輸入しようとしたスペイン人男性1名及びオランダ人女性1名を関税法違反で告発した。



(隠匿に使用された郵便物)



(麻薬であるコカイン)



(麻薬であるケタミン)

【事例3】令和6年11月告発 室蘭税関支署

ベトナム社会主義共和国から、室蘭税関支署管内あての国際郵便物に
指定薬物である亜硝酸イソブチル 約142.64グラム
を隠匿して発送し、密輸入しようとしたベトナム人1名を関税法違反で告発した。



(隠匿に使用された郵便物)



(指定薬物である亜硝酸イソブチル)

(資料1)函館税関管内における不正薬物の摘発実績

種類	年	年					前年比
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
覚醒剤	件	-	-	1	1	1	増減なし
	g	9	-	10	2	1	27%
大麻	件	6	2	1	7	11	1.6倍
	g	3,573	1,865	1	22	29	1.3倍
大麻草	件	2	-	1	5	2	40%
	g	1	-	1	21	6	30%
大麻樹脂等	件	4	2	-	2	9	4.5倍
	g	3,573	1,865	-	1	23	42.1倍
麻薬	件	2	1	-	5	6	1.2倍
	g	4	2,002	-	4	9	2.4倍
	錠	9	-	-	-	18	全増
ヘロイン	件	-	-	-	-	-	-
	g	-	-	-	-	-	-
コカイン	件	1	1	-	1	2	2.0倍
	g	4	2,002	-	0	0	1.4倍
MDMA等	件	-	-	-	2	1	50%
	g	-	-	-	0	0	48%
	錠	-	-	2	-	-	-
ケタミン	件	1	-	-	2	1	50%
	g	0	-	-	3	0	5%
その他麻薬	件	-	-	-	-	2	全増
	g	-	-	-	-	8	全増
	錠	9	-	-	-	18	全増
向精神薬	件	-	-	-	-	-	-
	g	-	-	-	-	-	-
	錠	-	-	-	-	-	-
指定薬物	件	-	-	-	-	4	全増
	g	-	-	-	-	35	全増
合計	件	8	3	2	13	22	1.7倍
	g	3,586	3,867	10	27	73	2.7倍
	錠	9	-	2	-	18	全増

(注) 1.税関が摘発した密輸入事犯のほか、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。

2.覚醒剤は、覚醒剤及び覚醒剤原料の合計を示す。

3.大麻樹脂等は、大麻樹脂のほか、大麻リキッド・大麻菓子等の大麻製品の合計を示す。

4.MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計を示す。

5.端数処理のため数値が合わないことがある。

6.数量は小数点以下四捨五入し、0.5g未満の場合は「0」を表示して前年比を計上。全く無い場合は「-」と表示。

7.摘発件数が「-」であるのに、押収量(g)に数字が記載されているのは、他の薬物において件数を計上していることを示す。

8.令和6年の数値は速報値である。

(資料2)函館税関管内における金地金の摘発実績

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	前年比
摘発件数	件	-	-	-	3	-	
押収数量	g	-	-	-	327	-	全減

(注) 令和6年の数値は速報値である。